

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、国等の補助制度を活用して賃上げに取り組む市内中小企業者等を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる中小企業者等は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者で、かつ今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること
 - (2) 令和8年4月1日以降に、賃上げを交付要件、加点要件、又は加算要件とする国等の補助制度（以下「対象制度」という。）に申請していること
 - (3) 中小企業庁が認定した経営革新等支援機関、又は弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士若しくは社会保険労務士等の国家資格を有し高度な専門的見地から中小企業者等の経営を支援する者（以下「専門家」という。）と令和8年4月1日以降に契約を締結し経費を支払っていること
 - (4) 市税を滞納していないこと
 - (5) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
 - (3) この要綱による補助金を受けたことがある者
 - (4) 別表に掲げる者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日以降に専門家と対象制度の申請支援に係る契約を締結し支払ったものとする。（なお、顧問契約上の支援業務に係る経費を除く）

- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を減額した額とする。
- 3 次に掲げる者に対し支払った経費は、補助の対象としない。

- (1) 申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）
- (2) 申請者が法人にあっては、申請者の代表者、申請者の代表者の配偶者又は二親等内の親族並びに申請者本人、代表者が申請者の代表者と同一の法人、当該配偶者又は当該親族が代表者を務める法人
- (3) 申請者が個人にあっては、申請者本人、申請者の配偶者又は二親等内の親族並びに代表者が申請者と同一の法人、当該配偶者又は当該親族が代表者を務める法人

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、その額が15万円を超えるときは上限を15万円とする。（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条に定める期間に、船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象制度を申請したことが確認できる書類
- (2) 補助対象経費に関する契約書若しくは同等の内容が確認できる書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) 振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (5) 市内に事業所を有することを証する書類
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類
- (7) 誓約書

2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとし、オンライン申請を用いた場合は押印を不要とする。

（申請期間）

第6条 前条の規定による申請の期間は、令和8年4月1日から令和8年12月31日までとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査した

うえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により申請者に速やかに通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を、船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付決定取消通知書(第3号様式)により取消を通知し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金返還命令書(第4号様式)により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 暴力団等であることが判明したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき

(関係書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、かつ交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

業種	定義
① 製造業、建設業、運輸業、旅行業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社又は常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人
② ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社又は常時使用する従業員の数が900人を超える会社及び個人
③ 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円を超える会社又は常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人
④ サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円を超える会社又は常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人
⑤ ソフトウェア業、情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社又は常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人
⑥ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円を超える会社又は常時使用する従業員の数が200人を超える会社及び個人
⑦ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円を超える会社又は常時使用する従業員の数が50人を超える会社及び個人
⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）を超える金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）を超える従業員を使用する者
⑨ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円を超える金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人を超える従業員を使用する者

<p>⑩ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）を超える金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）を超える従業員を使用する者</p>
<p>⑪ 内航海運組合、内航海運組合連合会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円を超える金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人を超える従業員を使用する者</p>
<p>⑫ 技術研究組合</p>	<p>直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記①～⑦、企業組合又は協業組合に該当する者</p>

第1号様式

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長あて

申請者

市内事業所の所在地	
法人名（屋号）	
代表者職・氏名	⑩

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金について、下記のとおり申請します。

1 補助対象経費等

申請した対象制度	
対象制度の申請日	年 月 日
補助対象経費の支払先	
補助対象経費の総額（税抜額）	円
国の補助金等の使途	

2 交付申請額

金	円
---	---

3 振込先口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種目			
口座番号			
口座名義人			
口座名義人（カナ）			

第2号様式

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付可否決定通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

申請のあった船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金の交付について、船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金返還命令書

年 月 日 号

様

船橋市長

船橋市賃上げ補助制度活用支援補助金第8条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
交付年度			
交付決定額			
既交付額	年 月 日 交付 _____ 円		
	計 _____		